

## 新型コロナウイルス感染症 市の主な取り組み

※内容は6月末までのものです。

新型コロナウイルスは、第2波、第3波が発生する懸念もあり、依然として予断を許さない状況が続いています。感染症対策は、主に都道府県知事に各種権限が与えられ、県が主体となって進めています。今回は、市民生活に直結する基礎自治体として市が実施した同感染症に対する取り組みの中で、主なものをご紹介します。

1月	28日	・新型コロナウイルス対策会議を緊急開催(以降、随時開催)
	29日	・市立小・中学校の全児童生徒と保護者に注意喚起と感染予防についてのちらしを配布
	30日	・市内全駅で、新型コロナウイルス感染症のちらしを配布
	31日	・市の全公共施設にアルコール消毒液を設置 ・新型コロナウイルス感染症のちらし(多言語版)を作成
2月	10日	・ダイヤモンド・プリンセス号へ市立病院DMAT(災害派遣医療チーム)の派遣を開始
	20日	・市内介護保険施設など217か所に注意喚起
	28日	・市役所各課に次亜塩素酸水を設置
3月	2日	・放課後児童クラブ(学童保育)の受け入れ体制を拡充
	3日	・臨時休業中の市立小・中学校の子どもに関する電話相談窓口を開設
	5日	・介護施設や保育所などに次亜塩素酸水を配布
	25日	・市内245か所の市の掲示板に、新型コロナウイルスに関するポスターを掲示(随時更新)
	26日	・大和市中小企業融資制度「中小企業緊急支援資金」に伴う補助金を拡充
	27日	・次亜塩素酸水の市内在住者への配布を開始 ・80歳以上の人全員に、感染予防の注意事項などを記載した「大和市からのお願い」を送付。また、保健師などが感染予防の相談を受ける専用ダイヤルを設置
	4月	9日
15日		・週2回、市職員などが医療従事者などに感謝の拍手を送る取り組みを実施(5/28まで)
16日		・「大和市おもいやりマスク着用条例」を制定
20日		・市立小・中学校の学校図書館に、シリウス内図書館の蔵書を配架して貸し出し ・感染拡大防止のため職員の分散勤務などを実施
22日		・「緊急事態宣言発令中」の看板を公共施設などに設置
25日		・医療従事者などに感謝の意を表す「命の鐘」を防災行政無線で放送(6/27まで)
28日		・「大和ウォークスルーPCR検査プレイス」を開設 ・臨時休業中の市立小・中学校の子どもに向けた学習動画を配信
30日		・重要なお知らせを市内全戸に配布(第1回以後、第2回(5/15)、第3回(6/10))
5月		1日
	7日	・雇用を守る事業者に独自の給付金を支給(最高50万円) ・次亜塩素酸水の配布場所を10か所に拡大(6/15からは市役所本庁舎のみで配布。6/30終了)
	13日	・80歳以上の人、ひとり親家庭等に5枚ずつマスクを配布
	25日	・妊婦に5枚ずつ、市立小・中学校の児童・生徒に2枚ずつマスクを配布
6月	1日	・市立小・中学校を段階的に再開 ・図書館、スポーツ施設、公園などの市公共施設やサービスを一部再開
	15日	・8月の県高校野球大会(中止された神奈川県予選の代替大会)で、大和スタジアムの使用協力を決定
	25日	・市独自の支援策として、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭等に2万円の支給を決定 ・学習の遅れを取り戻し充実させるため、中学3年生の普通教室に、電子黒板機能付きプロジェクターの整備を決定

市ではこれからも、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、スピード感をもって全力で取り組んでまいります。この危機を乗り越えるため、ともに力を合わせて頑張りましょう。

# 全国初！ 歩きスマホ防止条例を制定

安心・快適に通行、利用できる公共の場所を確保するため、全国で初めて「**大和市歩きスマホの防止に関する条例**」を制定しました。スマートフォンの急速な普及により、歩きスマホ対策は将来的にもますます重要になります。大和市のこの取り組みに対する関心は高く、国内はもちろんイギリス、フランス、ドイツ、スイス、中国のメディアから取材を受け、さまざまなメディアで報道されました。

## 社会問題化する「歩きスマホ」

スマートフォンの急速な普及に伴い、道路などでスマートフォンの画面を見ながら歩く「歩きスマホ」をする人が増えています。歩きスマホ中の転倒や、衝突などの事故が発生するなど社会問題化しています。今年1月に大和駅前、中央林間駅前で約6,000人の歩行状況を調査したところ、**およそ8人に1人に当たる約12%の人が歩きスマホ**をしていました。



## 「歩きスマホ」は危険です

条例では、**歩きスマホを「スマホ等<sup>\*</sup>の画面を注視しながら歩行すること」と定義**し、市内の道路、駅前広場、公園などの公共の場所での歩きスマホを禁止しています。

歩きスマホをすると視野が狭くなり、注意が散漫になりがちです。他の歩行者や自転車などにぶつかるなどして怪我をさせたり、自分自身が怪我をするにもつながります。

スマホ等の画面を見るときは、思いやりの心を持って通行の妨げにならない場所に立ち止まってください。  
※スマートフォン、携帯電話、タブレット端末又はこれらに類する物（ゲーム機、カメラなどの画像を表示する機能を有する機器類）をいいます。

**Q** どんな行為が「歩きスマホ」として禁止されるの？

**A** 歩きながらスマホ等でSNSを利用する、動画を見る、ゲームをするなどの行為が禁止されます。歩きながらの通話は禁止されていませんが、電話をかけるために画面を見るときは、立ち止まってください。

## 歩きスマホ防止条例って、どんな条例？

### 歩 きスマホの禁止



市内の道路、駅前広場、公園などの公共の場所(室内などを除く)での歩きスマホを禁止します。公共の場所でスマホ等の画面を見るときは、通行の妨げにならない場所に立ち止まらなければなりません。

### 市 の責務



市は、歩きスマホの防止に関する意識啓発など、必要な取り組みを進めなければなりません。まずは、道路や駅前広場、公園や駐車場を使用するイベント会場などで、歩きスマホをしないよう注意喚起を行います。

### 市 民等、事業者の責務



条例の目的である、安心・快適に通行、利用できる公共の場所を確保するために、歩きスマホをしないという意識を高めていくことや、市が実施する取り組みに協力するよう努めるものとします。

条例の全文は、市ホームページでごらんいただけます。 [大和市 歩きスマホ 条例](#) [検索](#)

【問】市役所道路安全対策課交通安全・自転車対策係 ☎046-260-5118 FAX 046-260-5474